

## 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に發揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

### 目標 1：雇用環境の整備に関する事項

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

(子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施)

- ・0歳児から2歳児の子どもを育てる労働者の認可保育所に通う保育料に対する助成を行う

(対策)

●令和 3 年 4 月～ 認可保育所に通う 0 歳児から 2 歳児の子どもを育てる労働者と子どもの人数調査を行う。

●令和 3 年 5 月～ 人数集計後、予算化及び規程等の整備に向けて検討を行う。

●令和 3 年 10 月～ 予算化及び各種規程の整備後、概要のチラシを作成し、各事業所内に掲示する。

助成に対する取組みの実施。

### 目標 2：雇用環境の整備に関する事項

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ・不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

(対策)

●令和 3 年 4 月～ 女性労働者に対して、不妊治療に対するニーズ調査を行う。

●令和 3 年 8 月～ ニーズ調査後、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置」の内容検討を行う。

●令和 3 年 11 月～ 「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置」の内容確定後、取組みを開始する。

必要に応じて、各種規程等の整備を行う。

### 目標 3：雇用環境の整備に関する事項

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ・時間外・休日労働の削減のための措置の実施（現行体制からの拡充）

(対策)

●令和 3 年 4 月～ 現在実施している「時間外・休日労働の削減のための措置」の拡充のための検討を行う。

●令和 3 年 6 月～ 検討及び内容確定後、チラシ（周知用）を作成する。

●令和 3 年 8 月～ 「時間外・休日労働の削減のための措置」の拡充対応を実施する。